

## 家電リサイクル法対象品目

テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコンといった家電製品は、家電リサイクル法の対象品目であり、**市のごみ集積所に出されても回収できません**。個人で分解ステーションに出すことは違反です。法律で定められたリサイクル料金を負担して、下記のいずれかの方法で処分してください。

### テレビ



15型以下：1,320円～3,100円  
16型以上：2,420円～3,700円

### 冷蔵庫・冷凍庫



170L以下：3,740円～5,599円  
171L以上：4,730円～6,149円

### エアコン



990円～2,000円

### 洗濯機・衣類乾燥機



2,530円～3,300円

⚠️食器・ふとん乾燥機は埋立等へ(P23)

上記リサイクル料金は大手メーカーのもので、メーカーによってリサイクル料金が異なりますので、詳しくは一般財団法人家電製品協会のウェブサイト (<http://www.rkc.aeha.or.jp/>) をご覧ください。  
リサイクル料金の目安 (令和5年10月時点)



## 処分方法

### 1. 買い替えまたは処分する家電を購入したお店の連絡先がわかる場合

買ったお店に引き取りを依頼する。  
お店に「収集・運搬費用」と「リサイクル料金」を支払う。

- ・販売したお店には、排出者が希望する場所で引き取る義務があります。
- ・インターネット通販で購入した場合も同様です。

### 2. 処分する家電を購入したお店の連絡先がわからない場合

まずは家電小売店に引き取りができるか相談してください。  
家電小売店での引き取りができない場合は、事前に**郵便局**でリサイクル料金を支払い、指定引取場所に持ち込んでください。

自分で運ぶことが難しい場合は、富士市一般廃棄物協同組合に相談し、市の許可がある収集運搬事業者を紹介してもらってください。(☎0545-72-5353)

全国の製造業者(家電メーカー)は自社製品のリサイクルをするために、製品を引き取る場所を指定しています。この場所を、指定引取場所といいます。

#### 【富士市周辺の指定引取場所】

(株)篠原産業 (☎0545-32-2160)  
富士市中里 2608-43(浮島工業団地内)  
営業日は(株)篠原産業のウェブサイトをご覧ください。



## 注意事項

- ・いずれの処分方法でもリサイクル料金がかかります。
- ⚠️「不用品回収」などの無許可業者は違法です。絶対に利用しないでください。
- ・家庭用機器であれば、事業所で使用されているものであっても引き取ることができます。
- ・業務用機器は、家庭で使用されているものであっても、引き取ることはできません。処分については、新環境クリーンセンターへ相談してください。

## パソコン

家庭で不要になったパソコンは、下記のいずれかの方法で無料で処分できます。回収したパソコンは、国内の再資源化施設で適切にリサイクルされています。



## 処分方法

### 1. 新環境クリーンセンターに持ち込む

パソコンは、直接新環境クリーンセンターに持ち込んでください。(無料) ディスプレイ単体の引き取りも行っています。パソコンの売払い金は、市の財源となります。新環境クリーンセンターへの持ち込みについてはP47-48をご覧ください。



#### ⚠️地区の集積所での回収は行いません。

- ・「PCリサイクルマーク」の有無は問いません。
- ・記録された個人情報は必ず消去してから排出してください。市では消去しません。
- ・持ち込みの際に、富士市民であることを確認できる書類(運転免許証など)の提示を求めることがあります。
- ・店舗・事業所から出たパソコンは持ち込めません。直接メーカーに連絡をし、適切に処理してください。

### 2. メーカーに申し込み、ゆうパックで送付する

処分したいPCメーカーに処分を依頼する方法です。メーカーに依頼する場合は下記方法となります。

- 1 処分したいメーカーの受付窓口で電話して、リサイクルを申し込む。
- 2 メーカーからゆうパックの伝票が送られてくる。
- 3 処分したいパソコンを厚手のポリ袋などで簡易包装し、伝票を貼り付ける。
- 4 郵便局に持ち込むか、集荷依頼をして引き渡す。

PCリサイクルマークがついているパソコンは、リサイクル料金(ゆうパック料金を含む)がかかりません。詳しくは、一般財団法人パソコン3R推進協会ウェブサイト (<https://www.pc3r.jp/>) をご覧ください。

### 3. リネットジャパンに申し込み、家に取りに来てもらう

国公認のパソコン無料回収を行うリネットジャパンに依頼する方法です。依頼する場合は下記となります。

- 1 リネットジャパンのウェブサイトから申し込む。(https://www.renet.jp/)
- 2 処分したいパソコンをダンボールに梱包する。
- 3 宅配業者が自宅まで回収に来る。
- 4 リネットジャパンから、お客様へ処理完了をメールでお知らせ。



## バイク

二輪車リサイクルシステムの対象となる車両は、当該車両の販売事業者（メーカー等）が責任をもって処理し、再資源化します。指定引取場所か、廃棄二輪車引き取り店へお持ち込みください。二輪車リサイクルシステムのご使用に際し、リサイクル料金はかかりません。

引取対象 オートバイ、原動機付自転車



詳しくはこちら  
 二輪車リサイクルコールセンター  
 電話：050-3000-0727  
 受付時間：9時30分～17時（土・日・祝日・年末年始等を除く）  
 ウェブサイト <http://www.jarc.or.jp/motorcycle/>



**一部対象外のメーカーがありますのでご確認ください。**

## 処分方法

1. 指定引取場所か、2. 廃棄二輪車取扱店に持ち込んでください。

### 1. 指定引取場所に持ち込む場合

（株）篠原産業（P41 参照）にお持ち込みください。費用はかかりません。

### 2. 廃棄二輪車引取店に持ち込む場合

店舗から指定引取場所に運ぶための収集・運搬料金がかかります。廃棄二輪車取扱店に直接お問合せください。

## 持ち込む準備

### 1. 相談、確認

右写真のステッカーのある廃棄二輪車取扱店、またはコールセンターへ相談し、二輪車リサイクルシステムの対象となる車両かどうか確認する。



### 2. 持ち込み時に必要な書類を準備する

運輸支局、市区町村に登録・届出されているバイクをリサイクルすることはできません。必ず、廃車手続きをお済ませの上、ご自身でお持ち込みください。

#### 廃車にしたことがわかる書類

車両の種類	必要な書類	お問合せ先
原動機付自転車(125cc以下)	廃車申告受付書	富士市役所市民税課（市庁舎3階） ☎0545-55-2735
軽二輪（126～250cc）	軽自動車届出済返納証明書	静岡運輸支局
小型二輪（251cc～）	自動車検査証返納証明書	沼津自動車検査登録事務所（沼津市） ☎050-5540-2051

#### 排出者の本人確認書類

免許証 / 健康保険証 / パスポート / マイナンバーカードなど

## 市で収集しない主なもの・市で処理できないもの

以下のものは、市で処理ができないため、収集や持ち込みの受け入れをしていません。それぞれの相談先に処理を依頼してください。

品名	処理方法
し尿（人の排せつ物や吐しゃ物）	燃えるごみに出さず、新環境クリーンセンターに相談してください。
石・土（庭土）・砂	望月砂利興業（株） 横割 4丁目 3-24 ☎0545-61-4558 （有）丸英 増川 454-3 ☎0545-39-1515 ⚠市販のペット用トイレ砂は燃えるごみへ 岳陽産業（有） 川成島 156-2 ☎0545-61-1403 （株）静岡総合処理センター 松岡 475-5 ☎0545-64-5155
耐火金庫	（株）富士環境保全公社 大淵 4659-3 ☎0545-35-2345 （株）エコループ 北松野 831-2 ☎0545-85-3731 （有）熊王産業 五貫島 891 ☎0545-64-4162
建築廃材 （サッシ・フェンス・外壁・ふすま・障子・扉・窓ガラスなど）	（株）富士環境保全公社 大淵 4659-3 ☎0545-35-2345 （株）エコループ 北松野 831-2 ☎0545-85-3731 （有）熊王産業 五貫島 891 ☎0545-64-4162 市栄産業（株） 伝法 3752-3 ☎0545-52-5516
厚さ10cm以上の木製品 （白、将棋盤、碁盤、木彫りの置物など）	大興製紙（株）リサイクルセンター 蓼原 244-3 ☎0545-66-1080
自動車やバイクの部品／バッテリー タイヤ／シニアカー	（株）エコループ 北松野 831-2 ☎0545-85-3731 （有）熊王産業 五貫島 891 ☎0545-64-4162
ピアノ	
パチンコ台／スロット台	
消火器	リサイクルシステム取り扱い窓口へ （株）消火器リサイクル推進センター（☎03-5829-6773）に 問い合わせ、または消火器リサイクル推進センターのホームページからも引き 取り先を検索できます。
テレビ／冷蔵庫／冷凍庫／洗濯機／衣類乾燥機／エアコン	P41 をご覧ください。
事業系ごみ	P45 をご覧ください。
ボタン電池・小型充電式電池	P26-28 をご覧ください。
オートバイ／原付バイク	P43 をご覧ください。
薬品／農薬／除草剤 大型のボンベ類／ガソリン	メーカーまたは取扱店にお問い合わせください。 市では処理できませんので、購入前に処分方法について販売店に確認してください。

処理は有料

# STOP!

市では、不法投棄監視パトロール隊や職員による不法投棄の早期発見・防止に努めており、不法投棄物を発見した場合は警察と連携して調査を行っています。ごみを投棄した者は、1000万円以下の罰金又は5年以下の懲役に処せられます。

## 不法投棄

毎年、違反者はwebで公表しています。

投棄者を発見した場合は通報してください。☎0120-71-5380